

港 湾 運 送 約 款

第 1 条 当社の一般港湾運送事業に関する営業は，この約款の定めるところによります。

2 この約款に定めていない事項は，法令又は慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）によります。

第 2 条 当社が営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは，通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し且つ岩手日報に広告してこれに代えます。

2 前項の掲示及び広告をした場合において，掲示及び広告した日から二週間を経過したときは，通知又は催告すべき事項は了知されたものとみなします。

第 3 条 受託貨物に対する責任は，当該貨物を受け取った時に始まり，引渡を完了した時に終わります。

2 当社は，取扱貨物の種類，内容（中品状態，品質，数量，重量，容積）荷印，副荷印，番号及び価格については，その責を負いません。

3 当社は撤物貨物については，当社の責任によって欠量した場合の他は責を負いません。

第 4 条 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは次に掲げる事項を記載した船積委託書，若しくは陸揚委託書又これ等に準ずる書類を当社へ提出する必要があります。

一、貨物の荷印，番号，個数，荷姿，品名，価格，重量及び容積

二、仕向港若しくは仕出地及び到達地（国及び港，積換の要あるときは積換港名）

三、荷受人の氏名又は商号及び住所並に貨物到達通知先

四、荷送人の氏名又は商号及び住所

五、作製年月日，委託者の氏名又は商号及び住所

六、運賃諸掛金支払方法その他の条件

七、B／L作製枚数その他B／Lに関する指示

八、その他船積又は陸揚のために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図

2 正当でない又は不完全な記載から生ずる結果については，委託者の負担とします。当社は委託がない限り前項の委託書を改訂し，又は補充する義務を負いません。

第 5 条 受託貨物は，貨物を受取る権利を有することを証する書類と引換えでなければその引渡を致しません。

第 6 条 受託貨物に対し特別の注意，特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては，委託者から予めその旨を明告した場合の外，当社は特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害についてはその責を負いません。

第 7 条 爆発，発火，引火，腐蝕，有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を負ふおそれのある貨物につい

ては、委託者は予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し且つ、予め当社にこれを明告するものとします。

2 前項の明示がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産又は人畜に及ぼした一切の損害、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者の負担にします。

3 当社は第一項の明示を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は、出来得る限り委託者に通知した後その危険を避けるため競売、任意売却、若しくは廃棄その他適宜の処置をすることが出来ます。この場合の一切の損害と責任は委託者の負担に致します。

第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ予めこれを当社に明告した場合の外、当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産又は人畜に及ぼした一切の費用罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者の負担に致します。

2 前項の明告があっても、それが当該貨物の実重量と相違し、それによって生じた一切の損害は委託者の負担にします。

第 9 条 貨幣、紙幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者はその中品の品名及び価額

を明告した場合の外当社は、当社の責によって生じた損害であつても貴重品としての賠償の責は負いません。

2 前項の明示があつても、それが事実と相違していた時は、それによって生じた損害は委託者の負担とします。

第 10 条 委託者は貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし且つ、荷札をつけ又はこれに代る標示をする必要があります。

2 当社は、荷造が充分でないと認めた貨物であっても取扱上支障がないと認め且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引き受けることがあります。

第 11 条 当社は必要と認めるときは、便宜貨物の荷造を補修し、又は改裝することができる。この場合に因って生じた一切の費用は、委託者の負担とします。

第 12 条 貨物の委託者からの引き受又は委託者への引き渡は、当社所定の荷さばき場において行います。

但し委託者の求め又は当社の必要に応じてこれを変更することがあります。

第 13 条 何れの側からも書面をもって確認されない口頭、電話、電信による委託若しくはその他の通知の遵守については当社は、これを担保致しません。

第 14 条 当社は次の場合には運送の引き受を拒否することがあります。

- 一、申込が本運送約款によらないものであること
- 二、委託者から特別の負担を求められたとき
- 三、当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき

第 15 条 当社は次の場合には荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することが出来ます。

当社はこの規定により貨物を寄託したときは、遅滞なくその旨を荷受人又は荷送人に通知致します。

- 一、荷受人を確知し得ないとき
- 二、貨物引き渡に関し争があるとき
- 三、荷受人が貨物の受取を拒んだとき
- 四、荷受人が相当の期間内に引き渡を請求しないとき

2 前項に基いて倉庫営業者に貨物を寄託したとき保管期間満了に至るも引き渡ができないときは所定の手続を経て荷受人又は荷送人の危険及び費用でこれを適宜に処置することがあります。

第 16 条 当社は、充分且つ実行し得べき指図がないときは委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法の選択することができる。

第 17 条 当社は別段の指図が書面により明らかにされていないときは、他の貨物と混載することができる。

第 18 条 当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがあ

ります。この場合損害を生ずることがあっても当社は、その責を負いません。

第 19 条 当社が賠償の責に任ずる場合は、損害が当社又はその使用人の悪意又は重大な過失に因って直接に生じた場合に限ります。

2 当社が、当社又はその使用人の悪意又は重大な過失がなかったことを証明したときはその責を負いません。

3 前項の証明が事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の悪意又は重大な過失を証明するものとします。

第 20 条 当社は、次の事由によって生じた貨物の滅失、毀損、延着について損害賠償の責を負いません。

一、委託者の悪意又は過失

二、天災その他不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律、命令、規則等の執行

三、戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業場閉鎖、その他これに準ずる理由

四、貨物の性質又は瑕疵

五、荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備

六、本船荷役用具の不備又はこれに潜在する瑕疵

七、虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、しつ気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色その他類似の事由

八、自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故

九、荷役中の降雨，荒天又は高波浪

十、通常保険に付することのできる危険

第 21 条 当社の責となる事由によって貨物に損害を生じたときは当社は，送状に記載された価格又は委託者が申告した価額を限度として損害実額賠償します。

2 前項の場合において損害額について争がある場合は，公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定します。

第 22 条 当社の責となる事由によって生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は，当社の定める様式によってこれを行うものとします。

第 23 条 当社は異議なく貨物を引き渡した後は，その貨物についてはいかなる責も負いません。

第 24 条 当社は委託を受けた運送に対して運輸省に届け出た運賃及び料金を申し受けます。

但し，特殊貨物の運送契約については，委託者と当社で運賃及び料金の支払時期の協定を行い又は運送完了以前に支払を受けることがあります。

第 25 条 第7条第3項及び第15条第2項の規定により競売又は売却したときは，その代金を競売又は売却に要した費用，運賃料金又は立替金に充当し，なお余剰があるときは，これを委任者に交附し，又は供託し，不足額があるときは，

委託者からその不足額を申し受けます。

2 第 7 条 第 3 項 及び 第 1 5 条 の 2 項 の 規 定 に よ り 廃 棄 其 の 他 の
処 分 を し た と き は , そ の 処 分 に 要 し た 費 用 は , 委 託 者 か ら 申
し 受 け ま す

第 2 6 条 委 託 者 は こ の 港 湾 運 送 約 款 を 承 認 し , 且 つ こ れ に
同 意 し た も の と し ま す 。

こ の 港 湾 運 送 約 款 は 認 可 の 日 か ら 実 施 し ま す 。